

3 教地推第 3 4 号  
令和 3 年 7 月 2 9 日

各都道府県教育委員会学校図書館担当課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人事務主管課長  
関係各特区認定自治体主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

根本幸枝

令和 2 年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果について（通知）

標記調査について、別添のとおり調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

貴職におかれては、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村等教育委員会（指定都市教育委員会を含む。）に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、関係各特区認定自治体主管課にあっては認可した学校に対し、本調査結果を周知するとともに、学校図書館の一層の整備充実が図られるよう、下記の点について御指導をお願いします。

## 記

### 1. 司書教諭について

司書教諭については、学校図書館法第 5 条等において、12 学級以上の「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、12 学級以上の学校には必ず司書教諭の発令を行うこと。

11 学級以下の学校においては、当分の間、置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の職務の重要性に鑑み、これらの学校においても司書教諭の発令がなされるよう引き続き努めること。

私立学校の中高一貫校において、同一の司書教諭が両校の司書教諭を兼ねる事例が多く見られたことから特に留意すること。

また、各学校において司書教諭の配置が適切になされるよう、司書教諭講習の

受講を促し、有資格者の増加に努めること。

なお、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程・後期課程並びに特別支援学校の小学部・中学部・高等部等において、同一の司書教諭が他の課程や学部の司書教諭を兼ねる場合には他の課程について適切に兼務発令を行うこと。

(参考)「学校図書館司書教諭の発令について」

(平成15年1月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

## 2. 学校司書について

学校司書については、平成26年の学校図書館法の一部改正により学校図書館法第6条において、学校には、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書を置くよう努めなければならないと規定されており、また、学校司書の配置については、平成29年度からの5年間で単年度約220億円、総額1,100億円の地方財政措置が講じられていることを踏まえ、引き続き必要な学校司書の配置に努めること。

## 3. 学校図書館図書の整備等について

公立義務教育諸学校においては、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新を図るため、学校図書館の図書を整備するための経費として、平成29年度からの5年間で毎年度約220億円、総額約1,100億円の地方財政措置が講じられている。

公立義務教育諸学校の設置者たる地方公共団体においては、引き続き、学校図書館図書標準の早期達成や計画的な図書の更新に向けた図書整備計画を策定するなど学校図書館の図書の整備の一層の充実に努めること。

また、学校図書館における新聞配備については、平成29年度からの5年間で毎年度約30億円、総額約150億円の地方財政措置が講じられていることを踏まえ、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境整備に努められたいこと。

## 4. 発達段階に応じた読書活動の取組について

第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、引き続き、学習指導要領を踏まえた読書活動の推進や全校一斉読書活動、ビブリオバトル(書評合戦)の取組など読書習慣の形成、読書の機会の確保に努められたいこと。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局

地域学習推進課図書館振興係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3484)

03-6734-3484 (直通)

e-mail tosyo@mext.go.jp